

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

未来は想像するより、自ら創りだすもの
だと言います。政治、経済が混迷している
中で国のリーダーに求められていることは
目指すべき国や挑戦すべき社会を明確に示
すことだと思います。若者が情熱を傾けた
くなるようなプロジェクトや努力すれば実
現する目標を指し示し、そのための環境を
整備してあげることです。企業のリーダー
も同じことでしょう。いたずらに危機感を
煽るのではなく、自社の強みが活かされる
ポジションを見極め、そこに力を集中させ
る。それがリーダーシップでしょう。

私の書棚より

- 一度言ったことでも環境が変化し、
通用しなくなれば、すぐに訂正して新
しい方針を示さなければ変化に取り残
されてしまいます。朝令暮改を躊躇な
くできることがリーダーの条件の一つ
になっています。
- ビジネスの世界で挑戦するとは、ま
さに自分で仮説を立て、実行していく
ことであり、仮説を立てない人は仕事
をする気がないのと同じであると肝に
銘じるべきでしょう。

「朝令暮改の発想」
鈴木敏文著 新潮社

税務アンテナ

□中小企業者等の少額減価償却資産の取得
価額の損金算入の特例制度とは、事業の用
に供した減価償却資産の取得価額が 30 万円
未満のものについては、その取得価額の合
計金額が一事業年度で 300 万円に達するま
では損金に算入できるものです。

資本的支出については、既に有する減価
償却資産につき、改良、改造等のために行
った支出であるため、減価償却資産の取得
にはあたらず、この特例の適用はありません。
ただし、資本的支出が、規模の拡張や
単独資産としての機能の付加である場合な
ど新たな資産を取得したと認められる場合
には、この特例を適用することができます。

□相続税の期限内申告段階で相続財産が未
分割である場合には、分割見込書を添付し、
法定相続分の割合に従い、その財産を仮に
取得したものとして、課税価格及び税額を
計算し申告、納付するものとされています。
この場合には、配偶者の相続税額軽減特例、
小規模宅地等の課税価格の特例は適用され
ません。ただし、申告期限から 3 年以内に
遺産分割協議が整った場合には、これらの
特例を適用することができますが、分割協
議後 4 ヶ月以内に更正の請求をしなければ、
相続税の還付が受けられなくなります。ま
た、広大地を分割して相続した場合には広
大地の評価額が増加するケースもあります。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

8 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 7 月分の源泉所得税の納付
31 日	○ 6 月決算法人の確定申告 ○ 12 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 9 月、12 月、21 年 3 月決算 法人の消費税中間申告 ○ 個人事業者の 21 年分消費税 等の中間申告

31 日	○ 8 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
------	----------------------------

今月の贈る言葉『最もやっかいで最も難しく
最も面倒な選択肢が正解ということだ』 by 村上龍